

令和3年度 第2回さいたま市文化財保護審議会（書面会議） ご意見と回答等

書面会議にて実施しました、令和3年度 第2回さいたま市文化財保護審議会において、14名の委員皆様から意見シートのご提出いただき、委員の皆様から多くのご意見を賜りました。

以下に、議題ごとにご意見と、ご意見の回答等を整理しました。

(1) 報告事項について

会員名	ご意見	回答等
老川委員	特に意見はありません。 これは報告事項に関する意見ではありませんが、以前から近・現代の文化財が少ないことが気になっていました。文化財の保存・活用の地域計画を立てる際に是非、近現代の文化財についても考えていただきたいと思います。	文化財保存活用地域計画では、近現代の時代を含めた、指定文化財以外の歴史的遺産についても改めて目を向けて参りたいと考えております。
大越委員	市域が広く検討すべき資料・事案が多いことから担当者の方々の地道な活動にはご苦労がうかがわれます。人員、予算措置、方策に市当局のより積極的な関与を望みます。	迅速な対応に至っていないところも多々ありますが、一步一步文化財の保存活用を進めて参ります。
小茂田委員	天然記念物に要観察が増えて、心が重いです。環境の変化や劣悪など仕方のない面もありますが、何とか改善される方法はないものかと思ひます。	指定となっている天然記念物の樹木は古木が多く、処置を必要とする対象が増えてきているのは事実です。所有者の理解を得ながら、保存していけるよう引き続きご指導をお願いいたします。
笹森委員	所在場所変更届が多数なのは浦和博物館リニューアルにともなうものですか。その旨一言添えられてあった方がよいと思う。	ご指摘のとおりです。説明不足で申し訳ございません。浦和博物館が中規模修繕を終え、令和3年7月1日、リニューアルオープンしたことに伴い一時保管場所から浦和博物館へ移動するため指定文化財の所在場所変更がなされました。
波多野委員	大門宿本陣および永田家長屋門について状況をお知らせ下さい。何度か見せていただきながら、その後の経過を知りません。	屋根の棟が著しく劣化していた「大門宿本陣表門」について、令和3年度に県の補助金及び市の補助金を交付し、令和4年1月に所有者の方に屋根の修理を実施していただきました。内容としては棟作りと差し茅を業者に委

会員名	ご意見	回答等
		<p>託して行うものでした。</p> <p>「永田家長屋門及び籠子堀」について、報告事項の中で記載しました保存修理の内容は、落下した籠子堀の一部屋根瓦を補修したものです。長屋門全体の修繕については、依然補助金が確保できない状態であり、未実施です。</p>
	<p>史跡「岩槻城跡」工作物（仮設補強）設置等の内容をお知らせ下さい。黒門だとすると、何度か指摘させていただきました。</p>	<p>城門は全体的に傷みが進行しておりますが、柱の根元が朽ちて、礎石から浮いている箇所があるなど、水はねによる足回りの傷みが特に激しいことから、次のような措置を実施しました。</p> <p>①城門が公園の通路に近接していることから、公園利用者の安全確保を最優先と考え、抜本的な修繕までの仮設補強として、左右双方の部屋内部及び、門の裏手に単管パイプを組みました。</p> <p>②水はけをよくし、傷みの進行を少しでも食い止めるため、門の外側の木柵へ向かって、緩やかに傾斜をつけました。また、雨水のはねを防止するため、門の周囲に幅 30cm、深さ 4cm の雨落ちの溝を掘り、砂利を敷きました。</p> <p>いずれも、抜本的な修理までの仮設補強として実施をしたものですが、城門は県指定史跡「岩槻城跡」内に建っておりますので、現在の場所で、解体を含めた修理がどの程度まで認められるかは、埼玉県との協議が必要です。現在の場所は、「埼玉県指定史跡 岩槻城跡保存管理計画書」において「第 2 種 保存地区」として位置づけられており「既存の施設の改修の場合</p>

会員名	ご意見	回答等
		<p>に限り、発掘調査の結果に基づき、現状変更を認める。」と定められております。</p> <p>今回実施した仮設補強については、埼玉県と協議した結果、許可を得たうえで行いましたが、前述の理由などから解体を含めた大掛かりな修理については、これまで埼玉県は難色を示しております。</p> <p>そのため、城門を現在地で解体修理をするには、改めて埼玉県との協議が必要だと考えております。仮設補強を実施した経過を踏まえ、令和4年度早々に、まずは埼玉県へ相談することを予定しております。</p> <p>また、許可が得られた場合、予算を確保する点についても大きな課題として受け止めております。</p> <p>つきましては、引き続き本件につきましても、保存のありかたについてご指導をお願いいたします。</p>
茂木委員	<p>コロナ禍の中で、文化財の調査、保存事業、指定文化財の管理、通船堀再整備事業と真福寺貝塚の公有地化事業、埋蔵文化財関連、文化財保存活用地域計画と多岐にわたり、活動を続けてこられたこと、評価に値すると思いました。</p>	<p>ありがとうございます。引き続き、ご指導をよろしくお願いいたします。</p>
渡辺委員	<p>資料のうちア10(3)に関して資料3を読み意見を書きます。特に第2号のさいたま市文化財保存活用地域計画の作成について</p> <p>現在さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会の委員をしていて、11月17日の会議には出ました。同22日の文化審に出られなかったのが残念です。</p> <p>岡本委員が言われる通り、地域計画は本来文化審の基本的な仕事で、両委員（文化審と策定協議会）は密に討論すべきだと思っています。現状では具体的対象地域をどの範囲にするかまで議論が進ん</p>	<p>文化財保存活用地域計画について、審議会においても議題として取り上げ、ご意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

会員名	ご意見	回答等
	でありますが、近いうちに意見交換を実施しないと時期を逸してしまいそうで危惧しています。	

(2) 答申事項ア第 1 号 市指定文化財の名称・種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第 24 号 (浦)〕

答申内容 審議継続とする

上記答申内容について、委員の過半数の方から承認を得ましたので、委員長より審議継続との答申をしていただきましたので、ご報告いたします。

本件のご意見については以下のとおりです。

会員名	ご意見	回答等
清水委員	現在、歴史資料担当委員の意見の詳細のみが別添資料として審議会委員に示され、史跡担当委員の方々をはじめとした審議会委員各位の認識・意見が共有されている状況にありません。「審議継続とする」答申を承認いたします。	ご意見いただきありがとうございます。
波多野委員	丁寧な説明をいただきありがとうございます。	ご意見いただきありがとうございます。
茂木委員	上記表題の名称・種別変更について、大変わかりやすく説得力のある説明で、審議継続とするという判断を支持いたします。	ご意見いただきありがとうございます。
渡辺委員	資料 2 を読みましたが、最後に書かれているとおり、「与野川越道石橋並道普請供養塔」が正しい表記、適切な表記だと拝察します。名称・種別変更については来年度の審議継続とするのがよいと思います。	ご意見いただきありがとうございます。